

## ○長野県障がい者福祉センター管理規則（平成10年3月30日規則第4号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、長野県障がい者福祉センター条例（平成10年長野県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県障がい者福祉センターの管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年規則63号・26年10号〕

（介助人等）

**第2条** 条例第4条第2項第4号の規則で定める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 条例第4条第2項第1号から第3号までに定める者の介助人（当該定める者1人につき1人に限る。）
- （2） 障害者のためのボランティアとしてセンターの登録を受けた者
- （3） 前2号に掲げる者のほか、条例第5条の規定により長野県聴覚障がい者情報センター（第6条において「情報センター」という。）を除く長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）の管理を行う指定管理者（以下「センターの指定管理者」という。）が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた者

一部改正〔平成17年規則63号・18年16号・26年10号〕

（利用の申込み）

**第3条** 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、申請書を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間内にセンターの指定管理者に提出しなければならない。ただし、条例別表の2に掲げる施設を専用しないで利用する場合にあっては、利用しようとする日（以下この条及び第14条において「利用日」という。）において口頭によることができる。

- （1） 条例第4条第2項各号に定める者（以下この条において「障害者等」という。）が利用する場合
  - ア ホール 利用日の6月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の7日前の日まで
  - イ ホール以外の施設 利用日の3月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで
- （2） 障害者等以外の者が利用する場合
  - ア ホール 利用日の2月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の7日前の日まで
  - イ ホール以外の施設 利用日の1月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、センターの指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けたときは、同項の期間外についても同項の申請書を提出することができる。
- 3 第1項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - （1） 利用目的
  - （2） 利用する施設の名称
  - （3） 利用日時
  - （4） ホールを入場料を徴収して利用する場合にあっては、その旨
  - （5） 前各号に掲げるもののほか、センターの指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

一部改正〔平成17年規則63号〕

(利用許可書等の交付)

**第4条** センターの指定管理者は、条例第4条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書(条例別表の2に掲げる施設を専用しないで利用する場合にあっては、その利用券)を交付しなければならない。

追加〔平成17年規則63号〕

(利用の変更又は取消し)

**第5条** 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、センターの指定管理者に提出しなければならない。

2 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、届出書に当該利用許可書を添付して、センターの指定管理者に提出しなければならない。

追加〔平成17年規則63号〕

(遵守事項)

**第6条** 第4条の規定による利用許可書又は利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 施設又は備品に特別の施設をし、又はその現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (5) 備品を施設の外に持ち出さないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 施設内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (8) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序の維持についてセンターの指定管理者が知事の承認を得て定める事項

2 情報センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 施設内において飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 物品を販売しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報センターの秩序の維持について条例第5条の規定により情報センターの管理を行う指定管理者が知事の承認を得て定める事項

全部改正〔平成17年規則63号〕、一部改正〔平成18年規則16号〕

(損傷又は滅失の届出)

**第7条** 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨をセンターの指定管理者に届け出て、センターの指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

全部改正〔平成17年規則63号〕

(利用後の処理)

**第8条** 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨をセンターの指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成17年規則63号〕

(指定の申請)

**第9条** 条例第8条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第9条第3号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成17年規則63号〕

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

**第10条** 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める場合は、第6条第1項の規定に違反した場合とする。

追加〔平成17年規則63号〕

(利用料金の納付)

**第11条** 条例第11条第1項第5号に規定する利用料金は、第4条の利用許可書又は利用券が交付されるときに納付しなければならない。ただし、条例別表の2の(9)に規定する利用料金にあっては、利用の際に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターの指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合にあっては、当該利用が終わった後に納付させることができる。

一部改正〔平成17年規則63号〕

(備品等の利用料金)

**第12条** 条例別表の2の(9)に規定する知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則63号〕

(利用料金の減免)

**第13条** 条例第15条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、センターの指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第15条に規定する規則に定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 国、地方公共団体及び障害者の福祉を目的としている団体が、障害者の福祉の向上を図るために利用するとき 100分の100
- (2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき センターの指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第15条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書をセンターの指定管理者に提出しなければならない。

全部改正〔平成17年規則63号〕

(利用料金の還付)

**第14条** 条例第16条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日（ホールにあっては、利用日の14日前の日）とする。

2 条例第16条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、センターの指定管理者が特に必要があ

ると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第 16 条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第 16 条第 1 号に規定する場合

ア 全く利用できなくなったとき 100 分の 100

イ 利用予定時間の 2 分の 1 以上を利用できなくなったとき 100 分の 50

(2) 条例第 16 条第 2 号に規定する場合 100 分の 50 (利用日の 1 月前の日 (ホールにあっては、2 月前の日) までに取り消した場合にあっては、100 分の 75)

(3) 条例第 16 条第 3 号に規定する場合 センターの指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第 16 条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書をセンターの指定管理者に提出しなければならない。

全部改正 [平成 17 年規則 63 号]

(補則)

**第 15 条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正 [平成 17 年規則 63 号]

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 20 日規則第 63 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 (平成 17 年長野県条例第 57 号) による改正前の長野県障害者福祉センター条例 (平成 10 年長野県条例第 7 号) 第 4 条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県障害者福祉センター管理規則 (以下「新規則」という。) 第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 項本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第 2 条第 3 号に規定するセンターの指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県障害者福祉センター管理規則第 6 条の規定による許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第 4 条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## (別表) (第 12 条関係)

## 1 備品を利用する場合の利用料金

区分		単位	金額
体育用具	バスケットボール用具	1 組	円 350
	バレーボール用具	1 組	150
	卓球用具	1 組	50
	バドミントン用具	1 組	50
	徒手体操マット	1 組	50
	陸上競技用具	1 点	50
		1 式	3,100
	ゲートボール用具	1 組	20
	電光得点表示盤	1 組	950
	放送設備	1 式	1,000
	携帯用拡声器	1 式	100
	折りたたみいす	1 脚	10
	机	1 脚	10
舞台設備	舞台所作台	1 式	1,300
	びょうぶ	1 双	500
	めくり台	1 台	50
	地がすり	1 枚	50
	舞台用座布団	1 枚	20
	平台	1 台	50
	指揮者台	1 台	50
	オペラ指揮者用譜面台	1 台	20
	楽員用譜面台	1 台	10
	楽員用いす	1 脚	10
	演台	1 台	150
	花台	1 台	100
	司会卓	1 台	100
	音響設備	マイクロフォン	1 式
ワイヤレスマイクロフォン		1 式	950
ステージスピーカー		1 式	250
はね返りスピーカー		1 台	50
拡声装置		1 式	350

映写設備	映写機		1 台	300
	スライド		1 台	20
	ビデオプロジェクター		1 台	2,000
	オーバーヘッドプロジェクター		1 台	150
	映写スクリーン		1 台	150
照明設備	フットライト		1 列	1,100
	ボーダーライト		1 列	850
	ローアホリゾンライト		1 列	500
	アッパーホリゾンライト		1 列	650
	シーリングスポットライト		1 組	600
	フォローピンスポットライト		1 台	150
その他	ピアノ		1 台	900
	音響・映写設備	第 1 会議室	1 式	2,200
		第 2 会議室	1 式	500
		第 3 会議室	1 式	500
		第 4 会議室	1 式	500

(備考) 1 金額は、利用 1 回（午前 9 時から正午まで、正午（体育用具以外については、午後零時 30 分）から午後 5 時まで又は午後 5 時（体育用具以外については、午後 5 時 30 分）から午後 9 時まで）についてのものとする（3 において同じ。）。

2 承認された利用時間を超えて利用する場合は、超過時間（超過時間が 1 時間に満たないときは 1 時間とし、超過時間に 1 時間未満の端数があるときはこれを切り上げる。）1 時間につき、この表に定める区分に従い、当該区分に定める額の 100 分の 30 に相当する額（その額が 10 円未満のときは 10 円とし、その額に 10 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）とする。

## 2 照明を利用する場合の利用料金

区分	単位	金額
テニスコート	1 時間までごとに	円 150

## 3 電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金

電気器具の定格消費電力の合計額が 1 キロワットまでごとに 150 円

## 4 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

条例別表の 2 の(8)の金額の 100 分の 30 に相当する額の範囲内において別に定める額  
一部改正〔平成 17 年規則 63 号〕

(別記様式) (第 9 条関係)

追加〔平成 17 年規則 63 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 16 号・26 年 10 号〕

※別記様式は省略する。